

平成29年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構学位審査会（第4回）議事要旨

- 1 日 時 平成30年2月15日（木）15時00分～16時30分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
- 3 出席者 大芝委員長，影山副委員長
奥乃，菊池，越，佐藤，椎原，塚本，中村，野坂，本田，柳本，吉川の各委員
（機構側出席者）
福田機構長，森理事，武市研究開発部長
森教授，宮崎准教授，六車特任教授，齋藤助教
内藤管理部長，八木学位審査課長
- 4 平成29年度学位審査会（第3回）議事要旨について
確定版として配付された。
- 5 議 事
 - (1) 短期大学及び高等専門学校卒業生等に係る学士の学位授与の審査の結果について
平成29年度10月期の短期大学及び高等専門学校の卒業生等に対する学士の学位授与の審査の結果（通例申請分）に関して，学位審査課長から資料1-1及び1-2に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。
続いて，平成29年度10月期の短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科の修了見込者に対する学士の学位授与に係る審査の結果に関して，資料1-3に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。
なお，審査を担当した専門委員会・部会の主査である委員より，修得単位の審査において，一大学で同一名称の科目が複数開講されていたが，シラバス等の記載が不十分で内容がわからず，申請者に授業科目の内容を確認しないと審査ができなかったという事案があった。申請の際に履修した授業科目の内容をより詳細に確認することはできないか，との意見があった。
審議が行われた結果，資料1-2の判定案のとおり申請者649人のうち，595人が「合格」，54人が「不合格」と判定された。ただし，合格者のうち認定専攻科修了見込みの申請者389人については，単位の修得結果を確認した上で最終的な合否を確定することとされた。
また，資料1-3の判定案のとおり，申請者1,634人のうち，1,633人が「合格」，1人が「不合格」と判定された。ただし，「合格」と判定された1,633人については，単位の修得結果，学修総まとめ科目の成果の要旨及び専攻科の修了を確認した上で最終的な合否を確定することとされた。

(2) 認定課程修了者に係る学位授与の審査の結果について

平成29年度第2回学位審査会において判定を保留された防衛大学校理工学研究科前期課程修了者1人に対する修士の学位授与に関して、学位審査課長から、資料2-1に基づき、審査を担当した専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。その後、当該部会の主査である委員から補足説明があった。

続いて、平成29年9月の認定課程修了者に対する博士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の結果に関して、資料2-2に基づき、医学・薬学専門委員会医学部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。その後、研究開発部から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、資料2-1の判定案のとおり1人が「合格」と判定された。また、資料2-2の判定案のとおり防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者16人全員が「合格」と判定された。

(3) 認定課程修了見込者に係る修士及び博士の学位授与の審査の付託について

学位審査課長から、資料3に基づき、前回の学位審査会においてあらかじめ審査の一部を実施することが了承された、平成30年3月の認定課程修了見込者に係る修士及び博士の学位授与の申請状況について説明の後、機構長から学位審査会に、修士及び博士の学位授与の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、平成30年3月の認定課程修了見込者に係る修士及び博士の学位授与の申請について、論文の審査及び試験（口頭試問）を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。

(4) 認定課程修了予定者に係る学位授与の審査について

学位審査課長から、資料4-1に基づき、平成30年3月に防衛大学校理工学研究科を修了予定の留学生等に係る修士38人及び博士2人の学位授与の申請予定について説明があった。

続いて、資料4-2に基づき、平成30年3月の認定課程修了予定者（防衛大学校本科494人、防衛医科大学校医学教育部186人、水産大学校本科180人、海上保安大学校本科42人、気象大学校大学部15人、職業能力開発総合大学校総合課程74人、国立看護大学校看護学部94人）の合計1,085人に係る学士の学位授与の審査手続について説明があった。

説明の後、審議が行われた結果、修士及び博士について、3月までに論文の審査及び試験（口頭試問）を行うことが了承された。

学士については、3月の正式な申請を受けた後、認定課程の修了及び大学設置基準に規定される単位以上の修得を、各教育施設の長が発行する証明書に基づいて機構で確認の上、審査を委員長に一任することが了承された。

(5) 短期大学の専攻科に係る認定の審査の結果について

前回の学位審査会において審査が付託された、平成29年9月に申出のあった短期大

学の専攻科の認定の審査に関して、学位審査課長から、資料5に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

この説明の後、審議が行われた結果、認定の可否について、判定案のとおり申出のあった1校2専攻（短期大学専攻科1校2専攻）すべてが「可」と判定された。

(6) 短期大学の専攻科に係る認定の再審査の結果について

前回の学位審査会において審査が付託された、短期大学の専攻科の認定の再審査に関して、学位審査課長から、資料6に基づき、専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

この説明の後、審議が行われた結果、認定の可否について、判定案のとおり申出のあった1校1専攻（短期大学専攻科1校1専攻）が「可」と判定された。

(7) 省庁大学校の学士相当課程に係る認定の再審査の結果について

前回の学位審査会において審査が付託された、職業能力開発総合大学校総合課程の認定の審査に関して、学位審査課長から、資料7に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

この説明の後、審議が行われた結果、認定の可否について、判定案のとおり、申出のあった当該課程が「可」と判定された。

(8) 平成29年度教育の実施状況等の審査の結果について

今年度の第2回学位審査会において審査が付託された、平成29年度短期大学の認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査に関して、学位審査課長から、資料8-1に基づき、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

続いて、今年度の第2回学位審査会において審査が付託された、平成29年度短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査に関して、資料8-2に基づき、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

加えて、今年度の第2回学位審査会において審査が付託された、平成29年度各省庁大学校の認定課程に係る教育の実施状況等の審査に関して、資料8-3に基づき、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

その後、審査を担当した各専門委員会・部会の主査である委員から補足説明があり、認定専攻科及び特例適用専攻科に対して、「シラバスの書き方について指導願いたい」、「業績と授業科目の関連に関して、当該授業科目を担当するにふさわしいことが分かる書き方をしよう指導願いたい」、「担当教員の業績と、担当する授業科目が一致しない場合は、適切な教員の配置・補充を考えていただくよう指導願いたい」といった意見があった。

審議が行われた結果、教育の実施状況等の適否について、資料8-1の判定案のとおり

審査対象となった短期大学専攻科3校3専攻すべてが「適」と判定された。

また、資料8-2の判定案のとおり、短期大学専攻科1校1専攻及び高等専門学校専攻科10校23専攻が「適」、短期大学専攻科2校2専攻が「保留」と判定された。なお、判定を保留された短期大学専攻科2校2専攻については、関係専門委員会・部会において引き続き審査を行うこととされた。

更に、資料8-3の判定案のとおり、審査対象となった2大学校2課程すべてが「適」と判定された。

(9) 短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科の変更の届出に係る審査の結果について

前回の学位審査会において審査が付託された、短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科の平成30年度からの変更に関して、学位審査課長から、資料9-1に基づき、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

また、学修総まとめ科目担当教員に係る再審査に関して、資料9-2に基づき、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果について報告があった。

この説明の後、審議が行われた結果、審査の対象となった専攻について、資料9-1の審査担当専門委員会・部会の審査結果のとおりと判定された。また、資料9-2のとおり、各対象校へ通知することとなった。

(10) 細則等の改正について

学位審査課長から、資料10-1に基づき、認定及び教育の実施状況等の審査等に必要書類の提出部数などの変更について、資料10-2に基づき、特例適用専攻科の変更及び取下げの届出に関する内規の制定について、資料10-3に基づき、学士の学位授与に係る修得単位審査要項の改正について、それぞれ説明があった。

審議の結果、審査委員より、資料10-3に関する意見があり、一部修正の上、資料10-1～3のとおり改正することについて了承された。

(11) 平成30年度の審査スケジュールについて

学位審査課長から、資料11に基づき説明があり、平成30年度の審査スケジュール案について説明があり、審議が行われた結果、原案どおり了承された。

(12) その他

① 学位審査課長から、資料12-1に基づき、平成30年度版「新しい学士への途」の主な改正について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

② 学位審査課長から、資料12-2に基づき、平成30年2月4日に実施した「大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざす方への説明会」について、報告があった。

以上